

(改正後全文)

雇児発0617第16号
平成23年6月17日

【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号

【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第3号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）については、本日付厚生労働省発雇児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

記

特に保護・指導が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設の指定状況について、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の4月末日までに別紙様式2により当局家庭福祉課長あて報告すること。

（1）当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設の運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 次のように特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所し、その母子に対し必要な支援を実施する施設であること。

① 心身に障害等を有する母又は子

② 種々複雑な生活課題を抱える母子

(例) ・日常生活における基本的な生活習慣や人間関係の構築等ができない母

・金銭管理が十分にできない母

・勤労意欲に欠ける母

・児童の養育・家事能力が不十分な母

・精神的に不安定な母又は子

(3) 夫等からの暴力を受けた母や外国籍の母子については、そのみを理由として対象となるものではなく、上記(2)の母子に該当し、必要な支援を実施する場合に対象となるものであること。

(4) 母子支援員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に下記に定める人数の母子支援員が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

① 特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合 母子支援員1人

② 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合 母子支援員2人

(5) 指定を受けた施設であっても、年度途中の実績が上記(2)の基準を下回っており、かつ、下回っていることについてやむを得ないと認められる事由がない場合は、当該指定を取り消すこと。

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分
保護単価適用施設指定状況について

標記について、平成 年 月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況

所管母子生活 支援施設数	特別生活指導費加算分保護単価 適用申請施設数（注1）	
	うち指定施設数（注2）	

（注1） 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2） 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設
指定施設一覧

……別紙

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分
保護単価適用報告について

標記について、平成 年 月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設

所管母子生活支援施設数	うち保護単価適用施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、保護単価の適用を受けた施設の数を入力すること。

2. 平成 年度母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

……別紙

別紙

母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

1. 指定する施設の状況

施設名	設置主体	経営主体	(暫定定員)定員	暫定定員設定年月日	適用年月日	職員の状況							
						施設長	母子支援員	保育士	少年指導員兼事務員	調理員等	嘱託医	計	
			()	平成 年 月 日	平成 年 月 日	定数							
						現員	()	()	()	()	()	()	()

2. 対象となる母子支援員

氏名	年齢	最終学歴	当該母子支援員に係る職種についての資格等	採用年月日	備考
	歳	年 月 卒		平成 年 月 日	

3. 指定する施設の入所の状況

(1) 在所期間別入所世帯数

総数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯

(2) 就学別入所児童数

総数	就学前	小学校低学年(1~3年)	小学校高学年(4~6年)	中学校	中学卒
人	人	人	人	人	人

(3) 特に保護・支援が必要な入所者の状況

区分	在所人員	特に保護・支援が必要な入所者数				備考	
		計	心身に障害等を有する入所者数				その他特に指導を必要とする入所者
			身体障害	精神障害	その他		
母	人	人	人	人	人	人	
児童	人	人	人	人	人	人	

- (注) 1. 本報告書は、適用日における状況を記入すること。
 2. 指定する施設の状況の「職員の状況」の欄のうち()内には、兼務職員数を記入すること。
 3. 対象となる母子支援員の「当該母子支援員に係る職種についての資格等」欄には、具体的にその資格等について記入すること。
 4. 「その他特に指導を必要とする入所者」欄には、種々複雑な生活課題を抱える母子世帯で例えば、日常生活における基本的な生活習慣や人間関係構築等ができない母親、金銭管理が十分にできない母親、勤労意欲に欠ける母親、児童の養育・家事能力が不十分な母親、精神的に不安定な母又は子などを記入すること。
 「備考」欄には、特に保護・支援が必要な入所者の状況について記入すること。